鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第６０号

鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市児童健康支援センターの設置及び管理に関する条例（平成１９年鳥取市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「市内」を「本市及び本市と因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結した地方公共団体」に、「９歳」を「１２歳」に改める。

「

| | | |
|---|---|---|
| 別表中 | 上記以外の世帯 | １人１日につき２，ただし、同一月に同が２回以上使用する回目以降を１人１１，０００円とし、に２人以上の児童がにおいて同一月に２の児童が使用すると目を１人１日につき |

| | |
|---|---|
| | ０円とし、当該児童以降を１人１日につ円とする。 |

「

| | | |
|---|---|---|
| 上記以外の世帯 | 本市に住所を有する世帯 | １人１日にただし、同が２回以上回目以降を１，０００に２人以上において同の児童が使目を１人１０円とし、以降を１人円とする。 |
| | 本市以外に住所を有する世帯 | １人１日に |

５００円。一の児童場合は２日につき当該世帯いる場合人目以降きは１回１，２０の２回目き５００

を

」

つき２，５００円。一月に同一の児童使用する場合は２１人１日につき円とし、当該世帯

| | |
|---|---|
| の児童がいる場合<br>一月に２人目以降<br>用するときは１回<br>日につき１，２０<br>当該児童の２回目<br>１日につき５００<br><br>つき２，５００円 | に改める。 |

」

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。